

国民健康保険の届出

就職・退職したときは忘れずに

就職や扶養認定で職場の健康保険(健康保険組合や協会けんぽなど)に加入したときは、国民健康保険をやめる届出が必要です。勤め先の会社が届出を代行することはありませのでご注意ください。

職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入していない方は、国民健康保険に加入しなければなりません。次に該当する方は加入対象となります。

- 事業所を退職した後、他の健康保険に加入していない方
- 他の健康保険の被扶養者となっていないパートタイマー・アルバイトの方で、その会社

の健康保険に加入していない方

○個人経営の事業主とそこにお勤めの方で、他の健康保険に加入していない方

届出は14日以内にしてください。加入の届出が遅れると、期間をさかのぼって保険料を支払うこととなります。また、やめる届出が遅れ、国民健康保険の資格がなくなったのに保険証を使ってしまうと、医療費を後で返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

医療保険課資格課係

☎(3647)3167
FAX(3647)8443

国民健康保険料を改定

保険料納入通知書は6月中旬に発送

令和4年度の国民健康保険料率(均等割額・所得割率)等が別表のとおり改定されました。保険料は、世帯ごとの加入者数と所得額を基にそれぞれ算出した医療分(基礎分)、支援金分(後期高齢者支援金等)、介護分(介護納付金)の各区分を合わせた金額となります。

また、総所得金額等が基準以下となる世帯が対象の保険料均等割額の減額についても、減額基準が変更されました。保険料の計算方法、均等割額の減額基準など、詳細は4月中旬に国保加入世帯にお送りする人を超えました。

そしていよいよ、本区の長年の悲願であった、豊洲から住吉までを結ぶ、地下鉄8号線延伸事業が動き出します。

区内での鉄道新線の整備は、地域に更なる賑わいと活気を生み出す絶好の機会です。これを本区の発展に最大限結びつけるため、区民の皆様と一緒に、新たなまちづくり構想の策定を始めていきます。

江東区の魅力のひとつは、下町情緒を残しながらも、未来型の都市開発が進む、多彩な顔を持つまちであることです。

私は、先人達が築いてきたものを、しっかりと次代へつなぎ、未来にむけて、今なすべき事を着実に進めてまいります。

令和4年度 国民健康保険料額

①～③の均等割額と所得割額(所得割率を用いて算定)の合計額が令和4年度の年間保険料額です。

	①医療分 (加入者全員)	②支援金分 (加入者全員)	③介護分 (40～64歳の加入者)
均等割額	42,100円/人 (前年度から3,300円増)	13,200円/人 (前年度と同額)	16,600円/人 (前年度から400円減)
所得割額	7.16%(前年度から 0.03ポイント増)	2.28%(前年度から 0.13ポイント減)	2.31%(前年度から 0.06ポイント減)
年間限度額	650,000円(前年度から 20,000円増)	200,000円(前年度から 10,000円増)	170,000円 (前年度と同額)

※年間所得額…前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計額から、基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円)を控除した金額(雑損失の繰越控除額は控除しません。また、分離譲渡所得は特別控除後の額を用います。)

※前年度から引き続き特別徴収の方は、令和4年2月に年金から納めた額と同額を仮徴収として各月に納めていただきます。

非自発的失業者の方は 届出により保険料を軽減

企業の倒産やリストラなど、本人の意思なく失業された国保加入者の保険料の負担軽減のため、届出により前年の給与所得を100分の30として保険料を算定する軽減措置を行います。

【雇用保険受給資格者証の離職理由コードが「11、12、21、22、23、31、32、33、34」のいずれかで離職時の年齢が64歳以下の方。

旧被扶養者の方への軽減

被用者保険(会社の健康保険等。国保組合は対象外)から後期高齢者医療制度へ移行した方に扶養されていた65歳以上の方は、国民健康保険に加入した場合、申請により旧被扶養者の保険料軽減措置が受けられます。

【軽減内容】

○所得割額を免除
○均等割額を最大5割軽減(最長2年)

未就学児の均等割の軽減

6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という)は、均等割額を半額に軽減します(5割減額)。この軽減は、未就学児の国保資格が生じた日の属する月から行います。

医療保険課資格課係

☎(3647)8520
FAX(3647)8443

「産後ケア事業」

乳房ケアの対象を拡大 産後1年未満の方が対象

家族などから育児支援を得ることが難しい方や、からだの不調や育児不安がある母子に産後ケアを行っています。4月から乳房ケアの対象を産後1年未満

までに拡大しました。
内 表1のとおり
申 ①は妊娠28週以降、②③は出産後、電話でお住まいの地域を担当する保健相談所(表2)

表1 産後ケア種類一覧

サービスの種類	①宿泊型産後ケア	②日帰り型産後ケア	③乳房ケア
対象者 (江東区に住民票がある方)	次に該当する産後4か月未満の母親と赤ちゃん ○ご家族等からの十分な支援がない ○体調不良や育児不安がある	産後4か月未満で、体調不良や育児不安がある母親と赤ちゃん	産後1年未満で、母乳の分泌不良など母乳育児に心配のある方
利用回数	3泊4日まで1回のみ	1回(必要に応じて2回まで)	訪問・外来型のいずれか1回
利用料金 (自己負担額)※	1泊2日12,000円、 2泊3日18,000円、 3泊4日24,000円	3,000円	訪問型1,100円、 外来型1,000円

※住民税非課税世帯および生活保護世帯は減免制度あり、多胎の場合加算あり

表2 保健相談所担当地域一覧

保健相談所	担当地域
城東保健相談所(大島3-1-3) ☎3637-6521、FAX3637-6651	亀戸・大島・東砂1～3丁目
深川保健相談所 (白河3-4-3-301) ☎3641-1181、FAX3641-5557	清澄・常盤・新大橋・森下・平野・三好・白河・高橋・佐賀・永代・福住・深川・冬木・門前仲町・富岡・牡丹・古石場・越中島・千石・石島・千田・海辺・扇橋・猿江・住吉・毛利・木場・東陽・新砂(1丁目1番)・南砂(2丁目1番1号～5号、5番～7番)
深川南部保健相談所 (枝川11-8-15-102) ☎5632-2291、FAX5632-2295	塩浜・枝川・豊洲・東雲・有明・辰巳・潮見・青海・海の森
城東南部保健相談所 (南砂4-3-10) ☎5606-5001、FAX5606-5006	北砂・東砂4～8丁目・南砂(2丁目1番1号～5号、5番～7番を除く)・新砂(1丁目1番を除く)・新木場・夢の島・若洲

小学1年生に防犯ブザーを無料配付

区立小は学校で 区外・私立小は窓口で

区では、登下校時の児童を犯罪から守るために「防犯ブザー」を無料配付しています。

「区立小学校の新1年生・転入生」
各小学校で入学後に配付

「区立小学校以外の新1年生・転入生で配付を希望する区民」
保険証と学生証等を持参し、庶務課(区役所6階1番)窓口で地域で防犯ブザーの音に気づいたら、周囲の方と一緒に児童の安全確保、警察への通報等にご協力をお願いします。

庶務課教育政策調整係

☎(3647)8542
FAX(5690)6911

江東区でのワクチン接種についての相談はこちら

江東区新型コロナワクチン接種コールセンター

☎0120-115-721 FAX3647-8647 8:30～17:30 土・日曜、祝日も開設